

第2章 表 彰

○大雪消防組合表彰規則

〔平成2年4月1日〕
規則第2号

改正 平成11年12月28日規則第4号 平成19年2月26日規則第3号
平成23年2月3日規則第1号

（目的）

第1条 この規則は、大雪消防組合（以下「組合」という。）の振興発展に貢献し、功績が顕著な消防職員、消防団員若しくは消防の団体（以下「消防職団員等」という。）又は消防に協力した個人若しくは団体（以下「協力者等」という。）を表彰することにより、組合の消防力の向上に資することを目的とする。

（表彰の種類）

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- （1） 功労表彰
- （2） 善行表彰
- （3） 模範表彰
- （4） 勤続表彰
- （5） 一般表彰

（表彰の要件等）

第3条 消防職団員等の表彰は、次の各号のとおりとし、当該各号に掲げる功績のあった者を考査して、管理者が行う。

- （1） 功労表彰 災害に際し、功労があり、他の模範となると認められる者
- （2） 善行表彰 人命救助又は救護等に際し、抜群の功績があり、他の模範と認められる者
- （3） 模範表彰 次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 規律、訓練及び技能が特に優秀で他の模範と認められる者
 - イ 消防機械器具等の考案、発明又は改良に努め、その功績が顕著と認められる者
 - ウ 特に他の模範として推奨すべき功績があると認められる者
- （4） 勤続表彰 消防職員又は消防団員を20年以上勤め、その勤務成績が優秀で他の模範と認められる者

2 協力者等の表彰は、一般表彰とし、次の各号のいずれかに該当する功績のあった者を考査して、消防長が行う。

- （1） 災害に際し、早期発見及び予防警戒又は鎮圧に協力し、被害軽減に特に功績があると認められる者
- （2） 災害に際し、人命救助及び救護等に協力し、特に功績があると認められる者
- （3） 防火思想の普及等消防行政の運営に協力し、特に功績があると認められる者
- （4） 消防施設整備について特別の貢献をしたと認められる者
- （5） その他消防に対して特別に功績があると認められる者

第1編 総規（大雪消防組合表彰規則）

（表彰の方法）

第4条 第2条の表彰をおける者（以下「被表彰者」という。）には、次の表彰の区分ごとに、当該各号に掲げる表彰状又は感謝状及び記念品を授与する。ただし、被表彰者が消防職員及び団体の場合は、表彰状又は感謝状のみの授与とする。

- （1）消防職団員等の表彰 表彰状及び記念品
- （2）協力者等の表彰 感謝状及び記念品

2 前項の記念品の額は、予算の範囲内とする。

（表彰の効果）

第5条 表彰事項は、被表彰者名簿及び職団員履歴書に記載する。

（再表彰）

第6条 被表彰者であっても、その後の功績により更に表彰することができる。

（物故者の表彰）

第7条 被表彰者が物故者である場合の表彰は、その遺族に対して行うものとする。

（表彰の取消し）

第8条 被表彰者が次の各号のいずれかに該当するときは、その表彰を取消することができる。

- （1）刑事事件等により起訴されたとき。
- （2）懲戒処分を受けたとき。
- （3）職務上の業務に違反したとき。

2 表彰の取消しは、表彰状等の返納並びに被表彰者名簿及び職団員履歴書からの抹消をもって行う。

（表彰の時期）

第9条 表彰は、その年度の出初式の日に行う。ただし、特別な事情がある場合は、随時に行うことができる。

（申請の申請）

第10条 消防長又は消防団長は、第3条第1項に規定する消防職団員等の表彰要件に該当すると認められる者がいるときは、毎年度11月末日までに、管理者に申請するものとする。

2 消防署長は、第3条第2項に規定する協力者等の表彰要件に該当すると認められる者がいるときは、その都度、消防長を経由して管理者に申請するものとする。

（審査委員会）

第11条 被表彰者の決定及びその他の事項について、管理者の諮問に応ずるために、大雪消防組合表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、主監、消防長、次長、課長及び消防署長をもって構成する。

3 審査委員会の運営については、別に定める。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月28日規則第4号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

第1編 総規（大雪消防組合表彰規則）

附 則（平成19年2月26日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月3日規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。